

# ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します！

～令和5年度広島市民間ブロック塀等撤去工事補助事業のご案内～

本市では、地震時におけるブロック塀等の倒壊等による被害を防止し、市民の安全を守るため、危険な民間ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

## I 補助の内容

### 1 補助対象ブロック塀等

道路に面し、道路面から高さ1メートル以上のブロック塀等（コンクリートブロック、れんが、石等の塀）で、危険性を有するもの

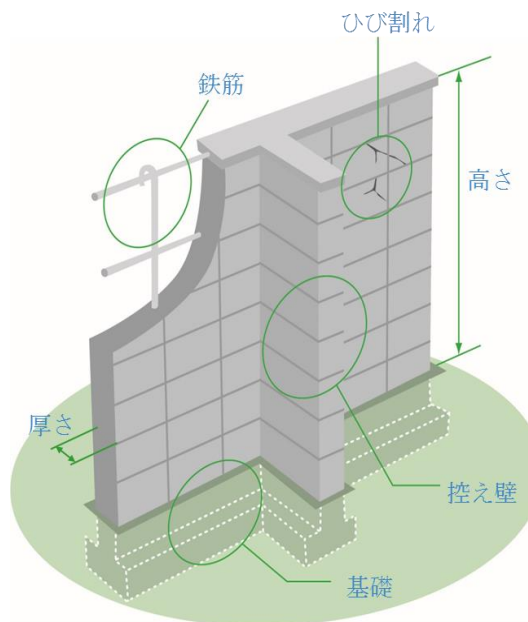
### 2 補助額

撤去費用の3分の2（上限15万円）

※ フェンス、門柱、隣地境界沿いのブロック塀等の撤去や新たに設ける塀等の設置に要する経費などは対象外となります。

全ての項目に適合（○）していないと、危険性を有するものとなります。

### ブロック塀の安全基準



適合 (○)	不適合 (×)	項目
		(1) 塀の高さ 塀の高さは道路面から2.2m以下
		(2) 塀の厚さ 塀の厚さは10cm以上（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
		(3) 基礎 基礎がある
		(4) 塀の健全性 塀に傾き、著しいひび割れや損傷等がない
		(5) 控え壁 （塀の高さが1.2m超の場合） 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある

#### 組積造（れんが、石等）の安全基準

- (1) 塀の高さは道路面から1.2m以下
- (2) 塀の厚さは高さの1/10以上
- (3) 基礎がある
- (4) 塀に傾き、著しいひび割れや損傷等がない
- (5) 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上の突出した控え壁がある（塀の厚さが高さの15%未満の場合）

【申請方法等については、裏面をご覧ください。】

## II 申請方法等

### 1 申請期間

令和5年5月15日(月)から令和6年1月31日(水)まで (予算の範囲内で先着順)

### 2 申請方法

「令和5年度広島市民間ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書」(以下「申請書」という。)及び「安全性に係るチェックリスト」に次の書類を添えて、下記3の申請先へ持参又は郵送(当日消印有効)してください。

- (1) ブロック塀等の所有者を確認できる書類(土地又は建物の登記事項証明書で申請日から3月以内に交付されたもの)
- (2) 所有者が本市市税の滞納がないことを証する書類(納税証明書で申請日から3月以内に交付されたもの)
- (3) 所有者と管理者の関係及び所有者が承諾した旨を証する書類(管理者が申請する場合)
- (4) 区分所有の場合は、管理団体の議決書等、共同所有の場合は、共有者全員の同意書
- (5) 付近見取図
- (6) 配置図(敷地及び道路に面しているブロック塀等の位置関係を示すもの)
- (7) 道路に面しているブロック塀等の高さ、厚さ、長さなどを示す図面
- (8) 現況写真(カラー・全景、近景、傾き、著しいひび割れや損傷の有無等の状況がわかるもの)
- (9) 撤去工事に要する経費に係る見積書
- (10) 課税事業者届出書(対象者のみ)

注：申請書等の様式は、下記3の申請先又は各区役所建築課で配布しています。また、広島市ホームページからダウンロードもできます。

### 3 申請先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市 都市整備局 指導部 建築指導課 (市役所本庁舎6階)

### 4 補助金の交付決定

申請書等の受付後、申請内容を審査の上、補助金交付の可否について書面により申請者に通知します。

## III 注意事項

- 1 申請に当たっては、塀の状況がわかる写真などを準備の上、事前に、建築指導課に申請に必要な事項などについて確認していただくようお願いします。
- 2 令和6年2月29日(木)までに、ブロック塀等撤去工事を完了させ、かつ、その旨を書面で報告する必要があります。
- 3 補助金の交付決定前に、ブロック塀等撤去工事の契約をしないでください。補助金の交付決定前に、当該契約を行った場合は、補助の対象外となります。
- 4 「広島市民間ブロック塀等撤去工事補助事業」(補助金交付申請書等の様式を含む)、については、本市ホームページに掲載しています。次の順にお進みいただきご覧ください。  
「広島市トップ」－「事業者向け情報」－「既存建築物の安全対策」－「民間ブロック塀等の安全対策」

**【お問い合わせ先】 広島市 都市整備局 指導部 建築指導課**

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電話 082-504-2288 / FAX 082-504-2529

Eメール kenchiku@city.hiroshima.lg.jp